

平成30年12月18日

〒460-8608

名古屋市中区錦一丁目19番30号

株式会社名古屋観光ホテル 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

申 入 書

前略 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が運営する名古屋観光ホテル及び若宮の杜 迎賓館のHPに掲示されている約定につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成31年1月31日までに上記連絡先宛書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

また、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

早々

申入れ事項

第1 「名古屋観光ホテル ご利用規約」と題する書面について

5. ご披露宴の取消料

ご契約いただきましたご披露宴の取消、または期日変更の場合は下記の取消料を頂戴いたします。

婚礼取消料金表

ご決定日より29日迄の場合	申込金の50%
ご決定日より30日経過後の場合	申込金の全額と実費
披露宴日の150日以内の場合	申込金の全額と見積金額(計算基準額)の10%及び 実費
披露宴日の90日以内の場合	申込金の全額と見積金額(計算基準額)の30%及び 実費
披露宴日の60日以内の場合	申込金の全額と見積金額(計算基準額)の40%及び 実費
披露宴日の30日以内の場合	申込金の全額と見積金額(計算基準額)の50%及び 実費
披露宴日の7日以内の場合	申込金の全額と見積金額(計算基準額)の80%及び 実費
披露宴前日・当日の取消	披露宴見積金額の全額

1. 見積金額が提示されていない場合は、計算基準額を適用させていただきます。
2. 計算基準額とは、有料人数(お申込書に記載の人数)お一人様あたりに25,000円を乗じて得た金額とさせていただきます。
3. 実費とは、既到手配済み及び作成済みの商品や、衣装・美容の取消料等とさせていただきます。

1 申入れの趣旨

本条項を削除するか、消費者契約法9条1号に沿う形に改定して下さい。

2 申入れの理由

消費者契約法9条1号は、「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」について、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合、当該超過部分を無効としています。

そして、本約定は、まさに「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」です。

本条項は、上述した段階毎に解約料の金額が異なっているものですが、解約料金についての、日本ブライダル文化振興協会の「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」と比較して、①申込決定から29日までの場合（申込金の50%）と、②申込決定から30日経過後の場合（申込金の全額と実費）について、モデル約款では①に相当する場合は披露宴実施の365日以前の部分が「申込金の25%または3万円のいずれか低い額まで」となっていることよりも高額であり、②に相当する場合は披露宴実施の180日前までの部分が「申込金の50%まで及び印刷物等の実費」となっていることよりも高額となっています。

上記モデル約款は、トラブルを未然に防止し、ブライダル業界として共通約款を見直して、「消費者契約法」や社会環境の変化に対応するとともに、消費者と事業者双方の信頼性を高め、消費者の理解を得られるように、平成20年に調査研究したものとされていますので、モデル約款の定めには一定の合理性が存するものと思料します。

他方で、本条項は、申込からの一定期間の経過によって、それが披露宴実施日より相当以前のものであっても、一定のパーセンテージによる解約料を徴収するものとなっており、披露宴実施日より相当期間以前であっても、一律に申込金の50%や申込金相当額の損害が生じるものとは考えがたいことからしても、モデル約款よりも高額な解約料を設定する部分については、合理性に乏しいものと思料します。

以上から、本条項のうち、上記①、②に相当する部分については、解約によって貴社に生じる平均的損害を超えるものといえます。

よって、当団体は、貴社に対し、本条項を削除するか、解約の時期に応じた平均的損害を超えないような形に改定するよう、申入れをします。

第2 「宴会場のご利用について（宴会・催事規約）」と題する書面について（名古屋観光ホテル・名古屋観光ホテルグループ・若宮の杜 迎賓館共通）

5. 取消料

すでにご契約いただいた宴会等を取り消される場合には、原則として下記により取消料を頂戴いたします。（下記取消料には別途税金が加算されます。）

- ①ご宴会等のお申込日より当日の61日前まで・・・・・・・・・・会議室料金の50%
- ②ご宴会等当日の60日前から31日前まで・・・見積金額（サービス料・税金を除く）
の30%
- ③ご宴会等当日の30日前から21日前まで・・・見積金額（サービス料・税金を除く）
の50%
- ④ご宴会等当日の20日前から11日前まで・・・見積金額（サービス料・税金を除く）
の60%
- ⑤ご宴会等当日の10日前から前日まで・・・・・・・・・・見積金額（サービス料・税金を除く）
の80%
- ⑥ご宴会等当日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・見積金額（サービス料・税金を除く）
の100%

尚、手配等による費用が発生した場合には、上記取消料とは別途に請求させていただきます。

1 申入れの趣旨

本条項を削除するか、消費者契約法9条1号に沿うように改定して下さい。

2 申入れの理由

消費者契約法9条1号は、「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」について、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合、当該超過部分を無効としています。

そして、本約定は、まさに「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」です。

本条項は、上述した段階毎に解約料の金額が異なっているものですが、解約料金についての、「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」と比較して、①申込決定から宴会等当日の61日前日までの場合（料金の50%）と、②宴会等当日の30日～21日前まで（見積金額の50%）、③宴会等当日の20日～11日前まで（見積金額の60%）、④宴会等当日の10日前～前日まで（見積金額の80%）について、いずれも上記モデル約款の定めるパーセンテージと比較して高額になっています（上記モデル約款では、①に相当する部分は最大で見積金額の30%と実費、②③に相当する部分は同じく見積金額の45%と実費、④に相当する部分は同じく見積金額の45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他外注品等の解約料の額、となっています。）。

上記モデル約款は、トラブルを未然に防止し、ブライダル業界として共通約款を見直して、「消費者契約法」や社会環境の変化に対応するとともに、消費者と事業者双方の信頼性を高め、消費者の理解を得られるように、平成20年に調査研究したものとされていますので、モデル約款の定めには一定の合理性が存するものと思料します。

本条項は、披露宴だけではなく一般的な宴会に対して使用される場合にも適用されるものと思料されますが、宴会場としては同一のものであり、飲食物の提供等貴社に生ずる費用としては異ならないと考えられることから、披露宴以外に使用される場合についても、上記モデル約款は妥当するものと考えられます。

したがって、本条項のうち、上記の、モデル約款よりも高額な解約料を設定している部分については、合理性に乏しく、貴社に生じる平均的損害を超えるものと思料します。

よって、当団体は、貴社に対し、本条項を削除するか、解約の時期に応じた平均的損害を
超えないような形に改定するよう、申入れをします。

以上